

企業局最低制限価格制度事務取扱要領の一部改正について（お知らせ）

企業局が発注する工事等における最低制限価格の上限について、知事部局と同様に改定しました。

1 内容

- ・ 工事における最低制限価格の上限
 予定価格の90%から92%に改定
- ・ 測量業務における最低制限価格
 予定価格の80%から82%に改定
- ・ 地質調査業務の最低制限価格の算定に使用する諸経費の算入率
 45%から48%に改定

2 適用年月日

平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札に適用

3 その他

詳細については、別添の企業局最低制限価格制度事務取扱要領を御確認ください。

企業局最低制限価格制度事務取扱要領

平成30年4月1日
企業局総務課

(趣旨)

第1条 企業局が発注する建設工事並びに建設関連業務（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務をいう。以下同じ。）及び建設関連業務以外の業務（以下「その他業務」という。）のうち知事部局と共通の積算基準を採用している業務における最低制限価格制度については、企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第6号。以下「規程」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、規程及び県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に定めるところによる。

(建設工事における最低制限価格)

第3条 建設工事における最低制限価格の基礎額は、予定価格の算出の基礎となる設計書等により、次項各号に掲げる額の合計に補正係数100分の103及び消費税率を考慮した100分の108を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9.2を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

2 建設工事における最低制限価格は、基礎額に一定割合以下のランダム（無作為）値を乗じて得た額とするものとする。

(1) 建設工事（次号から第6号までを除く）

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 鋼橋架設工事

工場製作対象に架設工事対象を加算した額とする。

工場製作対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 間接労務費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 工場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

架設工事対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(3) 電気通信工事

工場製作対象に据付工事対象を加算した額とする。

工場製作対象は、機器単体費の額に10分の9.7を乗じて得た額とする。

据付工事対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 機器間接費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑤ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(4) 機械設備工事

工場製作対象に据付工事対象を加算した額とする。

工場製作対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接製作費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 間接労務費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 工場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

据付工事対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 据付間接費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑤ 設計技術費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑥ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(5) 営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）

- ① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額に現場管理費の額を加算した額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(6) 営繕工事（昇降機設備工事、専門工事）

- ① 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額に現場管理費の額を加算した額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(7) 土地改良工事

土地改良工事における建設工事は第1号の建設工事、鋼橋製作架設工事は第2号の鋼橋架設工事、電気通信設備工事は第3号の電気通信工事、施設機械設備工事は第4号の機械設備工事を準用するものとし、一括計上価格の額に10分の9を乗じて得た額を合計額に加算するものとする。

- 3 設定した最低制限価格は、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格に108分の100を乗じて得た額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円（消費税抜き）」と記載する。ただし、最低制限価格に108分の100を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

(建設関連業務における最低制限価格)

第4条 建設関連業務における最低制限価格の基礎額は、予定価格の算出の基礎となる設計書等により、次項各号に掲げる額の合計に第3項に定める補正係数及び消費税率を考慮した100分の108を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8（地質調査業務においては10分の8.5、測量業務においては10分の8.2）を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8（地質調査業務においては10分の8.5、測量業務においては10分の8.2）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

2 建設関連業務における最低制限価格は、基礎額に一定割合以下のランダム（無作為）値を乗じて得た額とするものとする。

(1) 測量

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 補償コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 建築設計業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

3 建設関連業務における算定の補正係数は次の各号のとおりとする。

- (1) 測量 100分の107
- (2) 建設コンサルタント業務 100分の102
- (3) 補償コンサルタント業務 100分の102
- (4) 地質調査業務 100分の107
- (5) 建築設計業務 100分の104

4 設定した最低制限価格は、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制

限価格に108分の100を乗じて得た額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円（消費税抜き）」と記載する。ただし、最低制限価格に108分の100を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

（その他業務における最低制限価格）

第5条 その他業務における最低制限価格の基礎額は、次の各号に掲げる額とする。その他業務の最低制限価格は、基礎額に一定割合以下のランダム（無作為）値を乗じて得た額とするものとする。

- （1） 建設工事（土木工事標準歩掛）又は地質調査業務（設計、調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛）の諸経費で積算されているものはその他業務（その1）とし、予定価格の額に10分の8.5を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。
- （2） 測量又は建設コンサルタント業務（設計、調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛）の諸経費で積算されているものはその他業務（その2）とし、予定価格の額に10分の8を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

2 設定した最低制限価格は、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格に108分の100を乗じて得た額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円（消費税抜き）」と記載する。ただし、最低制限価格に108分の100を乗じて得た額に1円未満の端数を生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

（入札参加業者への周知）

第6条 入札公告又は指名通知書に、最低制限価格制度による入札である旨を明記するものとする。

（開札処理）

第7条 最低制限価格を下回る入札をした者は失格とする。予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行の日以降に入札公告及び指名通知を行うものから適用する。
- 2 この要領の適用前に入札公告及び指名通知を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。